

盛岡市監査委員告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

令和元年 12 月 26 日

盛岡市監査委員	村 田 芳 三
同	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- |              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和元年 11 月 1 日付け 1 盛監第 45 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 市民部，保健福祉部及び農林部に係る指摘事項      |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                    |

1 盛 ス 第 123 号  
令和元年 12 月 20 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 11 月 1 日付け 1 盛監第 45 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 市民部スポーツ推進課 ）
  - (1) ネーミングライツ料の債権管理に当たり、納期限までに納付しなかった命名権者から遅延利息を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
  - (2) 行政財産使用料の債権管理に当たり、申請日からの使用許可に際し、使用料の納付の確認を怠っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 措置の状況
  - (1) 措置の内容
    - ア 指摘事項(1) について  
契約の相手方に対し、契約書に基づく遅延利息について説明し、指摘の対象となった未納分については、令和元年12月11日付に完納された。
    - イ 指摘事項(2) について  
使用料の収納に当たり、盛岡市行政財産使用料条例に基づき、収納事務に係る会計処理を適正に執行するよう、課内研修で周知徹底し再確認した。
  - (2) 原因及び再発防止策の内容
    - ア 指摘事項(1) について  
原因は、契約約定の認識不足によるものである。  
今後は、複数の職員により納付に係るスケジュール管理を徹底するとともに、相手方への事前連絡を行い納期内の納付を働きかけ再発防止に努める。

イ 指摘事項(2) について

原因は、盛岡市行政財産使用料条例に基づく会計処理の適切な執行に対する認識不足によるものである。

今後は、課内会議において適正な会計処理について周知徹底を繰り返し行い、使用料に関する一覧表を作成し一括管理するとともに、複数の職員による確認を徹底し再発防止に努める。

1 盛 登 第 102 号  
令和元年 12 月 19 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 11 月 1 日付け 1 盛監第 45 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

#### 記

#### 1 指摘事項（課名等 市民部市民登録課）

私人への歳入の徴収事務の委託の実施に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

#### 2 措置の状況

##### （1）措置の内容

私人へ歳入徴収事務の委託に当たり、適正な決裁権者の決裁が必要であること、市長内部部局専決及び代決に関する規程を確認することについて、課内研修により徹底を図った。

##### （2）原因及び再発防止策の内容

原因は、担当者及び決裁経由者が通常の委託料に係る支出負担行為の決裁区分で判断していたことによるものである。

今後は、各種事務実施に当たり、課内研修を行いながら適切な事務執行の意識付けを行い、相互確認を徹底し再発防止に努める。

1 盛 健 第 549 号  
令和元 年 12 月 24 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三 様  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦 様  
盛岡市監査委員 小山田 正 美 様  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 11 月 1 日付け 1 盛監第 45 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

## 記

### 1 指摘事項（市民部健康保険課）

#### 【指摘事項 1】

診療費等返還金の債権管理に当たり、督促状を発付していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

#### 【指摘事項 2】

業務委託契約において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1)仕様と異なる端数処理を行っているもの
- (2)不備のある業務完了届を受理しているもの
- (3)見積年月日の記載がない見積書を徴取しているもの

#### 【指摘事項 3】

物品の購入に当たり、徴取した見積書と異なる内容で発注している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

### 2 措置の状況

#### (1) 措置の内容

##### ア 【指摘事項 1】について

診療費等返還金について、納期限までに納付されていない者に対し、令和元年12月10日に督促状を発付した。

##### イ 【指摘事項 2】について

(1) 委託業務における支払いに際しては、業務委託契約約定及び仕様書に則った請求内容であるかどうか精査・確認を徹底し、適正な事務を執行するよう課員へ周知した。

(2) 委託業務の契約に当たり、業務委託契約約定及び仕様書に基づき適正な事務を執行するよう担当者研修を実施し課員へ周知徹底した。

(3) 委託業務の契約に当たり、財務規則に基づき適正な事務を執行するよう担当者研修を実施し課員へ周知徹底した。

ウ 指摘事項 3 について

物品の購入に当たり、財務規則に基づき、適正に見積書を徴取するよう課内研修を実施し周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 【指摘事項 1】 について

原因は、職員の債権管理に対する認識不足によるものである。

他都市の事例を参考に、適正な債権管理を行うためのマニュアルを作成し、課員で共有することで再発防止に努める。

イ 【指摘事項 2】 について

(1) 原因は、担当職員が仕様書どおりの請求であるかどうかの確認を怠ったことによるものである。今後は、支払いの都度、請求額を精査・確認し、再発防止に努める。

(2) 原因は、担当職員の業務委託契約約定及び仕様書の認識不足によるものである。

今後は、業務委託契約約定及び仕様書に基づき、業務完了届の内容の確認を徹底するとともに、複数の職員によるチェック体制により適正な事務処理を行い、再発防止に努める。

(3) 原因は、職員の会計処理における認識不足によるものである。

今後は、見積書に不備がないよう複数の職員で確認を行うなど、適切な事務処理を行い、再発防止に努める。

ウ 【指摘事項 3】 について

原因は、発注内容を変更することになったにもかかわらず、見積書の再徴取をしなかったことによるものである。

今後は、関係規定に則った適正な事務の執行を行うよう、複数の職員による確実な相互チェックを実施し、再発防止に努める。

1 盛地第454号  
令和元年12月23日

盛岡市監査委員 村田 芳三  
盛岡市監査委員 菅原 和彦  
盛岡市監査委員 小山田 正美  
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年11月1日付け1盛監第45号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 記

### 1 指摘事項（課名等 保健福祉部 地域福祉課）

- (1) 災害援護資金貸付償還金の債権管理に当たり、督促状を発付していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 補助金の交付に当たり、全額前金払いした補助事業の履行確認が行われていない事例が見られた。前回の定期監査においても同様の事例が見られ指摘したものであり、適正な事務の執行を求める。

### 2 措置の状況

#### (1) 措置の内容

##### ア 指摘事項(1)について

令和元年12月23日に督促状を発布した。

また、災害援護資金貸付償還金の債権管理に当たり、督促手続きの必要性と事前の状況調査の実施など、適正な事務を執行するよう職員に周知徹底を図った。

##### イ 指摘事項(2)について

補助金の交付に当たり、履行確認の実施について改めて職場研修を行い、適正な事務を執行するよう職員に周知徹底を図った。

#### (2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、該当者の生活状況から強く返済を求めることをせず、督促に至らなかったことによるものである。

今後は、償還状況の確認を徹底して遅滞なく督促し、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、履行確認は特定の補助金交付にのみ適用されるものであり、一般的な補助金交付については、精算書及び添付書類の収受を行うことで履行確認を行えば足るものと誤認していたことによるものである。

今後は、全ての補助金について、精算書の収受時に、複数の職員による履行確認を徹底し、再発防止に努める。

1 盛福障第 349 号  
令和元年 12 月 20 日

盛岡市監査委員 村田 芳三  
盛岡市監査委員 菅原 和彦  
盛岡市監査委員 小山田 正美  
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 11 月 1 日付け 1 盛監第 45 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項 障がい福祉課

ア 補助金交付契約において、契約書に公正な職務の執行に係る特記仕様書が添付されていない事例が見られた。前回の定期監査においても同様の事例が見られ指摘したものであり、適正な事務の執行を求める。

イ 特定個人情報等の管理において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 個人番号届出書を使用せずに個人番号を収集しているもの
- (2) 個人番号届出書が簿冊に綴られていないもの
- (3) 個人番号届出書に本人確認書類の記入がないもの
- (4) 個人番号届出書の保存終了年度の記載に誤りがあるもの
- (5) 特定個人情報保護管理体制報告書を提出していないもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 補助金交付契約について

各契約の際は、公正な職務の執行に係る特記仕様書を添付するよう課内に周知した。

イ 特定個人情報等の管理について

特定個人情報取扱いに関するマニュアルを作成した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 補助金交付契約について

原因は、職員の契約業務への認識不足によるものである。

改めて契約時の必要書類の確認を行うとともに、特記仕様書の契約書への添付を徹底し、再発防止に努める。

イ 特定個人情報等の管理について

原因は、個人番号の取扱いに関する通知等の認識不足によるものである。

職員に対し、適正な個人番号の取扱いについて指導するとともに、課内マニュアルを使用した課内研修等を実施し、再発防止に努める。

1 盛農政第 502-1 号  
令和元年 12 月 20 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 11 月 1 日付け 1 盛監第 45 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 農林部農政課）

○指摘事項の 1

公の施設の指定管理における使用料の徴収に当たり、徴収方法に不備がある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

○指摘事項の 2

行政財産使用料の債権管理に当たり、督促状を発付していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

○指摘事項の 3

前金払いをした業務委託契約において、完了検査が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

○指摘事項の 1

係内で条例及び指定管理事務の再確認を行ったほか、指定管理者に対し、事務の指導を行った。

○指摘事項の 2

係内で条例及び行政財産使用料の債権管理について再確認を行った。  
なお、使用料については、平成 30 年度中に納付済である。

○指摘事項の3

契約満了日をもって、受託者からの業務完了届の提出を受け、完了検査を行うことを課内へ周知した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

○指摘事項の1

原因は、職員の指定管理事務の認識不足によるものである。

今後は、使用料の徴収に係る仕様書を改訂するほか、使用料を徴収すべき使用許可に当たっては、指定管理者と農政課で連絡を取り合い、適切な事務処理を行うこととする。

○指摘事項の2

原因は、行政財産使用料の債権管理について認識が不足していたことによるものである。

今後は、行政財産使用料に係るマニュアルを作成し、再発防止に努める。

○指摘事項の3

原因は、前金払後に書類の取り交しがおろそかになったことによるものである。

今後は、約定等の内容を受託者とともに認識の上で取り進め、業務完了届の提出を受け、完了検査を行うことを徹底し、再発防止に努める。

1 盛農政第 502-2 号  
令和元年 12 月 20 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三  
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 11 月 1 日付け 1 盛監第 45 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 乙部農業構造改善センター）

使用料の調定及び減免に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

決裁区分に誤認が生じないように、改めてセンター内で関係規定を確認した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、平成 28 年 4 月から農業構造改善センターの使用料の徴収方法を変更した際に使用料の調定及び減免の決裁権者をセンター所長と誤認したことによるものである。

今後は、根拠法令の確認を徹底し、再発防止に努める。